沼田市建設工事等発注基準

(目的)

第1条 沼田市が執行する建設工事(建設業法第2条に規定する建設工事(以下「工事」という。)等を一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)及び随意 契約により発注する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(一般競争に参加できる者)

- 第2条 一般競争入札に参加できる者は、等級格付けがされている者で、発注時点において経営事項審査を受けている者であることとする。なお、当該発注に係る入札参加資格を審査する場合においては、次の事項に留意して審査を行うものとする。
 - (1) 審査基準日以降における不誠実な行為の有無
 - (2) 審査基準日以降における経営、信用の状況
 - (3) 審査基準日以降における工事成績
 - (4) 当該工事における地理的条件
 - (5) 手持ち工事の状況
 - (6) 当該工事についての技術的適性
 - (7) 工事施工についての技術者の状況

(発注標準)

第3条 一般競争入札により工事等を発注する場合において、各等級別に格付けがされた 者への発注の標準とする予定価格は次のとおりとする。ただし、工事の難易度、経緯、 及び災害等特別な理由があると認められる場合は、上位1等級または下位2等級までの 者に発注することができる。

等級工事種別	A	В	С	D
土木一式工事	1,500万円以 上	3,000万円未 満 500万円以上	1,500 万円未満 200万円以上	500 万円未満
建築一式工事	1,000万円以 上	3,000万円未 満 200万円以上	1,000万円未 満	

電	気	工	事	1,000万円以 上	3,000万円未 満 200万円以上	1,000万円未 満	
管	Ξ		事	1,000万円以 上	3,000万円未 満 200万円以上	1,000万円未 満	
舗	装	工	事	500万円以上	1,000万円未 満 200万円以上	500万円未満	
水	道 施	設工	事	1,000万円以 上	3,000万円未 満 200万円以上	1,000万円未 満	
7	の他	のエ	事	500万円以上	1,000万円未 満 200万円以上	500万円未満	

2 本工事に附帯する関連の追加工事等については、第1項の規定にかかわらず、本工事 の予定価格を基準とすることができる。

(指名競争入札)

- 第4条 指名競争入札により発注を行う場合は、第2条及び第3条の規定に基づき指名する者を選定し、沼田市請負業者選定委員会に諮り指名する者を決定する。
- 2 第3条第1項ただし書き又は第3条第2項の規定を適用する場合にあっては、その数 を選定される全ての者の半数以下とする。
- 3 指名する者を選定しようとするときは、予定価格に応じ、次の区分による数の者を選 定するものとする。ただし、特に必要があると認められる場合は、適宜加減することが できる。

予 定 価 格	指名人数
300万円未満	5人以上
300万円以上 1,500万円未満	6人以上
1,500万円以上 5,000万円未満	7人以上
1,300万门501 3,000万门水阀	1 八丛工

- 4 特に緊急を要する工事その他特別の理由があると認められる場合は、第3条及び前第 2項並びに第3項の規定にかかわらず、指名競争入札に参加させようとする者を選定す ることができる。
- 5 指名競争入札による場合は、開札後、指名理由を閲覧等により公表しなければならない。

(随意契約)

第5条 随意契約による場合の請負予定者の選定は、第3条の規定を準用し、入札参加資格を有し格付けがされている者の中から選定するものとする。ただし、予定価格が13 0万円以下の工事については、この限りでない。

(秘密の保持)

第6条 適正な競争の確保の観点から、開札前に競争入札に参加する者を公表しないため、 秘密の保持に十分注意しなければならない。

(業務委託)

第7条 調査、測量及び建設コンサルタント業務において、競争入札に参加させようとする者を選定する場合は、工事に関する規定の例による。

附則

(施工期日)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。